

第 2 回  
相模原市・津久井町・相模湖町  
合併協議会

日時：平成 17 年 2 月 21 日（月）午前 9 時 30 分から

場所：けやき会館 5 階 大樹の間

<相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見 6 - 6 - 23 けやき会館 3 階

TEL (042)769-8206 (直通) FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki-7@city.sagamihara.kanagawa.jp

# 目 次

## 議 事

### < 協議事項 >

協議第18号	公共的団体等の取扱いについて（継続協議）	1
協議第27号	補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）	2
協議第32号	地域自治区等の設置及び都市内分権について（継続協議）	3
協議第33号	新市まちづくり計画について（継続協議）	6

### < 報告事項 >

報告第9号	「相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町による法定合併協議会の設立及び合併協議に係る合意書」及び「相模原市及び藤野町による法定合併協議会の設置及び合併協議に係る合意書」の調印について	7
報告第10号	津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について	10

## そ の 他

(1) 今後の協議会開催日程（案）について	14
-----------------------	----

## 協議第18号

### 公共的団体等の取扱いについて（継続協議）

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月21日提出

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長 小川 勇夫

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

- 1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

## 協議第 27 号

### 補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 17 年 2 月 21 日提出

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長 小川 勇夫

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整する。

なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行う。

- 1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。
- 2 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後 3 年以内を目途に調整する。

## 協議第 3 2 号

### 地域自治区等の設置及び都市内分権について（継続協議）

地域自治区等の設置及び都市内分権について、次のとおり協議を求める。

平成 1 7 年 2 月 2 1 日提出

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長 小川 勇夫

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく地域自治区を次の「地域自治区の設置に関する協議」のとおり設置する。

新市全体の都市内分権の在り方については、合併後 5 年を目途に検討する。この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる。

### 地域自治区の設置に関する協議

（地域自治区の設置）

第 1 条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、合併前の津久井町及び相模湖町に、それぞれの区域を単位とした地域自治区を設置する。

（地域自治区の名称）

第 2 条 地域自治区の名称は、それぞれ津久井町及び相模湖町とする。

（地域自治区の設置期間）

第 3 条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までとする。

（地域自治区の事務所）

第 4 条 地域自治区の事務所（以下「事務所」という。）の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区	事務所の位置	事務所の名称	事務所の所管区域
津久井町	相模原市津久井町中野 6 3 3 番地	津久井町地域自治区事務所	合併前の津久井町の 区域
相模湖町	相模原市相模湖町与瀬 8 9 6 番地	相模湖町地域自治区事務所	合併前の相模湖町の 区域

2 事務所は、市長の権限に属する事務の一部を分掌し、及び次条に規定する地域協議会の庶務を処理する。

3 事務所に事務所長を置き、事務吏員をもって充てる。

( 地域協議会の設置 )

第5条 地域の住民の意見を反映させるため、地域自治区に地域協議会を設置する。

2 地域協議会の名称は、それぞれ津久井町地域協議会及び相模湖町地域協議会とする。

( 地域協議会の構成員 )

第6条 地域協議会を組織する構成員(以下「構成員」という。)は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、構成員の選任に当たっては、当該地域自治区の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

3 構成員の定数は、それぞれ30人以内とする。

4 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 構成員は、再任を妨げない。

6 構成員には、報酬は、支給しない。

( 地域協議会の会長及び副会長 )

第7条 地域協議会に会長及び副会長1人を置き、構成員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

( 1 ) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

( 2 ) 職務上の義務違反その他会長又は副会長たるに適しない非行があると認めるとき。

( 地域協議会の権限 )

第8条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

( 1 ) 当該事務所が所掌する事務に関する事項

( 2 ) 前号に掲げるもののほか、市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項

( 3 ) 市の事務処理に当たっての当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、次に掲げる事項であって地域自治区の区域に係るものについては、あらかじめ、当該地域協議会の意見を聴かななければならない。

( 1 ) 新市建設計画の変更に関する事項

( 2 ) 合併協議会における協議事項及び重要な事務事業の調整方針の変更に関する事項

( 3 ) 基本構想及び総合計画の策定又は変更に関する事項

( 4 ) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める重要事項

3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の会議)

第9条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務めるものとする。

3 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(委任)

第10条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**協議第33号**

**新市まちづくり計画について（継続協議）**

新市まちづくり計画について、別紙のとおり協議を求める。

平成17年2月21日提出

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長 小川 勇夫



## 報告第9号

**「相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町による法定合併協議会の設立及び合併協議に係る合意書」及び「相模原市及び藤野町による法定合併協議会の設置及び合併協議に係る合意書」の調印について**

平成17年2月18日付けで、別紙1及び別紙2のとおり合意書に調印がされたので報告する。

平成17年2月21日提出

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長 小川 勇夫

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町による  
法定合併協議会の設立及び合併協議に係る合意書

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町（以下「1市3町」という。）は、法定合併協議会の設立及び合併協議にあたり、次の事項について合意する。

- 1 1市3町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日付けで「相模原・津久井地域合併協議会（以下「法定合併協議会」という。）」を設立する。
- 2 法定合併協議会に係る規約（案）は、別添のとおりとする。
- 3 法定合併協議会に係る予算（案）は、別添のとおりとする。
- 4 上記に定めるもののほか、法定合併協議会の設立に関して必要な場合には、1市3町で協議し、決定する。

平成17年2月18日

相模原市長 小川 勇 夫 印

城山町長 小林 正 明 印

津久井町長 天 野 望 印

相模湖町長 溝 口 正 夫 印

(写)

別紙 2

相模原市及び藤野町による  
法定合併協議会の設置及び合併協議に係る合意書

相模原市及び藤野町(以下「1市1町」という。)は、法定合併協議会の設置及び合併協議にあたり、次の事項について合意する。

- 1 1市1町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第3条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日付けで「相模原市・藤野町合併協議会(以下「法定合併協議会」という。)」を設置する。
- 2 法定合併協議会では、平成18年3月31日までに合併することを目標として協議する。
- 3 法定合併協議会に係る規約(案)は、別添のとおりとする。
- 4 法定合併協議会に係る予算(案)は、別添のとおりとする。
- 5 上記に定めるもののほか、法定合併協議会の設置に関して必要な事項は、1市1町で協議し決定する。

平成17年2月18日

相模原市長 小川 勇 夫 印

藤野町長 倉田 知 昭 印

## 報告第10号

### 津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について

津久井郡一部事務組合解散協議会会長から、津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について、別紙のとおり報告があったので報告する。

平成17年2月21日提出

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長 小川 勇夫

平成17年2月18日

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会  
会長 小川 勇 夫 殿

津久井郡一部事務組合解散協議会  
会長 溝 口 正 夫

津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について（報告）

立春の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町（津久井郡4町）が組織する津久井郡一部事務組合解散協議会に、日頃から御理解と御協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、津久井郡4町で組織しております一部事務組合（津久井郡広域行政組合及び相模湖モーターボート競走組合）の解散に係る協議の状況等について、別紙のとおり報告しますので、第2回相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会における取扱い等につきまして、格別の御配慮をいただきたくお願いを申し上げます。

なお、今後、貴協議会の協議の進捗等に併せ、津久井郡4町で組織している一部事務組合の解散協議に誠心誠意取り組んでまいりますので、今後とも、御指導と御協力を賜わりますよう重ねてお願い申し上げます。

（事務局 相模湖町合併推進課  
電話 0426 - 84 - 3211）

## 津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について

### 1 設立の経過

城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町（津久井郡4町）は、相模原市との合併協議を進めていくにあたり、津久井郡4町で組織する一部事務組合（津久井郡広域行政組合及び相模湖モーターボート競走組合）の解散について、住民生活に支障をきたすことのないよう円満に問題解決を図るため、津久井郡一部事務組合解散協議会を設立し、協議を行っています。

### 2 協議状況等

津久井郡の4町長により構成する津久井郡一部事務組合解散協議会では、次のとおり会議を開催しています。

#### （1）会議

4回開催（平成16年2月13日～12月27日）

#### （2）相模湖モーターボート競走組合の解散について

平成17年3月（平成16年度）をもって、モーターボート競走事業から撤退することについて、関係団体の理解を得られたことから、構成町議会の議決を経て次のとおり組合を解散することとしています。

##### 解散期日

平成17年3月31日

##### 組合職員の処遇

構成する津久井郡4町の職員として採用する方法で身分保障を行う。

##### 財産の取扱い

組合所有財産（旧庁舎及び車庫）については、津久井郡4町がそれぞれ4分の1を持つとする共有財産とする。

#### （3）津久井郡広域行政組合の解散について

解散期日、組合職員の処遇及び組合所有財産の取扱い等について、今後、本協議会において検討を行う予定になっています。

以上

## 参 考

### 1 相模湖モーターボート競走組合の概要等

相模湖モーターボート競走事業については、基幹産業を持たない津久井地域の財政改善を図ることを目的として、津久井郡4町により相模湖モーターボート競走組合を設立し、昭和35年の初開催以来、津久井郡4町の財政に大きく寄与してまいりましたが、現在、モーターボート競走事業は厳しい経営環境にあります。

#### (1)設 立

昭和29年3月30日

(津久井郡4町により、モーターボート競走法に規定する事務を共同処理するため設立)

#### (2)モーターボート競走の開催状況等

- ・開催場所 平和島競走場
- ・年間開催日数 25日/年
- ・事業収益 約309億4,500万円(昭和34年度～平成15年度)

#### (3)組合職員

6名 (平成16年4月1日現在)

### 2 津久井郡広域行政組合の概要等

津久井郡4町は、人口・財政規模等から単独で処理することができない廃棄物処理をはじめ、消防業務、急病診療業務など、地域住民の生活に不可欠な業務を共同で処理するため、津久井郡広域行政組合を設立しています。

#### (1)設 立

昭和45年4月1日

(津久井郡4町により、津久井郡隔離病舎一部事務組合と津久井清掃事業組合、並びに津久井郡救急本部を統合して設立)

#### (2)実施業務

- ・一般廃棄物(ごみ、し尿)の収集、運搬、処理
- ・消防事務及び急病診療
- ・広域市町村圏計画の策定、進行管理

#### (3)組合職員

180名 (平成16年4月1日現在)

内訳：一般事務職24名、一般技術職3名、現業職47名、消防職106名

## 8 その他

### ( 1 ) 今後の協議会開催日程 ( 案 ) について

第 3 回相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会 ( 予定 )

日 時 : 平成 1 7 年 3 月 1 3 日 ( 日 ) 午後 2 時 3 0 分から

場 所 : けやき会館 5 階 大樹の間